

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日翌日)

## 目 次

◇ 告 示 鳥獣保護区の存続期間の更新(造林課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百六十三号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)第一条第二項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第二十条の規定により告示する。

平成二年三月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名称	区 域	存続期間	面積
鷓ノ池 鳥獣保 護区	日野郡日野町下黒坂地内の町道黒坂敷津線と町道矢倉線との交点を起点とし、同点から町道矢倉線を北方に進み、下黒坂から県道黒坂溝口線に通ずる山道(通称鷓ノ池尻山道)に至り、同山道を西方に進み、県道黒坂溝口線に至り、同県道を北東に進み、矢倉峠を経て溝口町福岡地内の山道(旧二部村道芦谷線)との交点に至り、同点から同山道を南東に進み、日野町との境界を経て林道大谷線に至り、同林道を南方に進み、町道下黒坂線に至り、同町道を西方に進み、町道下榎柿ヶ瀬線との交点に至り、同点から下榎安原水路を西方に進み、日野町根妻地内の根妻水路に至り、同水路を日野川左岸に沿って南西及び西方に進み、菟津橋に至り、同橋から町道黒坂敷津線を西方に進み、起点に至る線により囲まれた一円の地域	平成二年三月三十一日から平成十二年十月三十一日まで	七三八ヘクタール